



JFBA 日本弁護士連合会



JFBA 日本弁護士連合会
Japan Federation of Bar Associations

目次

はしがき	1
日弁連の設立経緯	1
日弁連について	2
日弁連の会員	2
日弁連会員数の推移	3
弁護士自治	4
日弁連の財政	4
弁護士に対する懲戒	5
日弁連の組織	6
弁護士の職務	7
弁護士の資格	7
日弁連の主な活動	8
人権擁護活動	8
司法制度改革	10
刑事司法制度の改革	10
法曹の養成	11
弁護士の活動領域の拡大	12
弁護士過疎・偏在の解消	12
紛争解決・権利救済のサポート —ADR、弁護士費用保険	12
法律扶助・援助事業	13
国際活動	13
主要な会議・行事	14
主な広報媒体	15
関係団体	16
全国弁護士会所在地一覧	17

はしがき

日本弁護士連合会（日弁連）は、「弁護士法」に基づき1949年に設置された、弁護士、弁護士法人と全国の弁護士会を会員とする法人です。日弁連の目的は、弁護士および日弁連が定めた会則に「弁護士及び弁護士法人の使命及び職務に鑑み、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士、弁護士法人及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うこと」と規定されています。

この目的を達成するために、日弁連は、弁護士の登録、資格審査、懲戒などの弁護士の身分に関する業務はもとより、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」という弁護士法第1条で定めている弁護士の使命を実現するために、様々な人権擁護活動と市民のための法制度の改善・改革に向け積極的に取り組んでいます。

日弁連の設立経緯

1876年に代言人（だいげんにん）規則が制定され、代言人が初めて資格として定められました。これが弁護士の前身です。その後1893年に弁護士法が制定されましたが、弁護士の仕事は法廷活動に限られていました。また、弁護士会は検事正の監督の下に置かれました。その後、弁護士法が改正され、弁護士の仕事は法廷活動に限らず広く認められるようになりましたが、弁護士会は司法大臣の監督の下に置かれていました。

しかし、1946年に基本的人権の尊重、国民主権、恒久平和主義を基本原理とする日本国憲法が公布されたことに伴い、弁護士の内部からそれまでの弁護士と弁護士会の在り方に対する変革の機運がわきおこりました。

こうして、1949年に議員立法の形により、憲法の理念に則った、現在の弁護士法が制定されるとともに、同年9月1日、いかなる国家機関の監督も受けることのない自治権を有する日弁連が発足しました。



日弁連について

日弁連の会員

日弁連の会員は、全国52の「弁護士会」と個々の「弁護士」および「弁護士法人」ですが、そのほかに「特別会員（沖縄弁護士）」、「外国特別会員（外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人）」、「共同法人会員（弁護士・外国法事務弁護士共同法人）」、「準会員」によって構成されています。

※2023年4月1日現在、準会員名簿および共同法人名簿への登載者はいません。

① 弁護士会（52会）

1949年9月の日弁連設立当時、弁護士会は、弁護士法第32条の規定によって全国49の各地方裁判所の管轄区域ごとに置かれ（ただし、東京のみ3会）、その数は51会でした。1972年の沖縄施政権の日本返還に伴って沖縄弁護士会が加わり、現在は52会となっています。

② 弁護士

弁護士となる資格を有する者は、入会しようとする弁護士会を通じて、日弁連に弁護士登録を請求し、日弁連に備えた「弁護士名簿」に登録されることによって弁護士となります。登録により弁護士となった者は、弁護士法の規定により登録と同時に日弁連の会員となります。

③ 弁護士法人

2002年4月から、弁護士は法律事務所を行うことを目的とする法人（弁護士法人）を設立することができるようになりました。弁護士法人は成立のときに、その法律事務所を設けた地域の弁護士会の会員となり、同時に日弁連の会員となります。

弁護士法人は、弁護士が法人組織によって法律事務所を取り扱う道を開くことにより、高度に専門化した多様な法律サービスを安定的に供給することを可能にし、多様化する国民の法的需要にこたえるなど、その利便性の向上に資する

ことを目的としています。

④ 特別会員（沖縄弁護士）

特別会員は、沖縄施政権の返還に伴って、一定の要件の下に弁護士の業務を行うことを認められた沖縄弁護士のことです。

⑤ 外国特別会員（外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人）

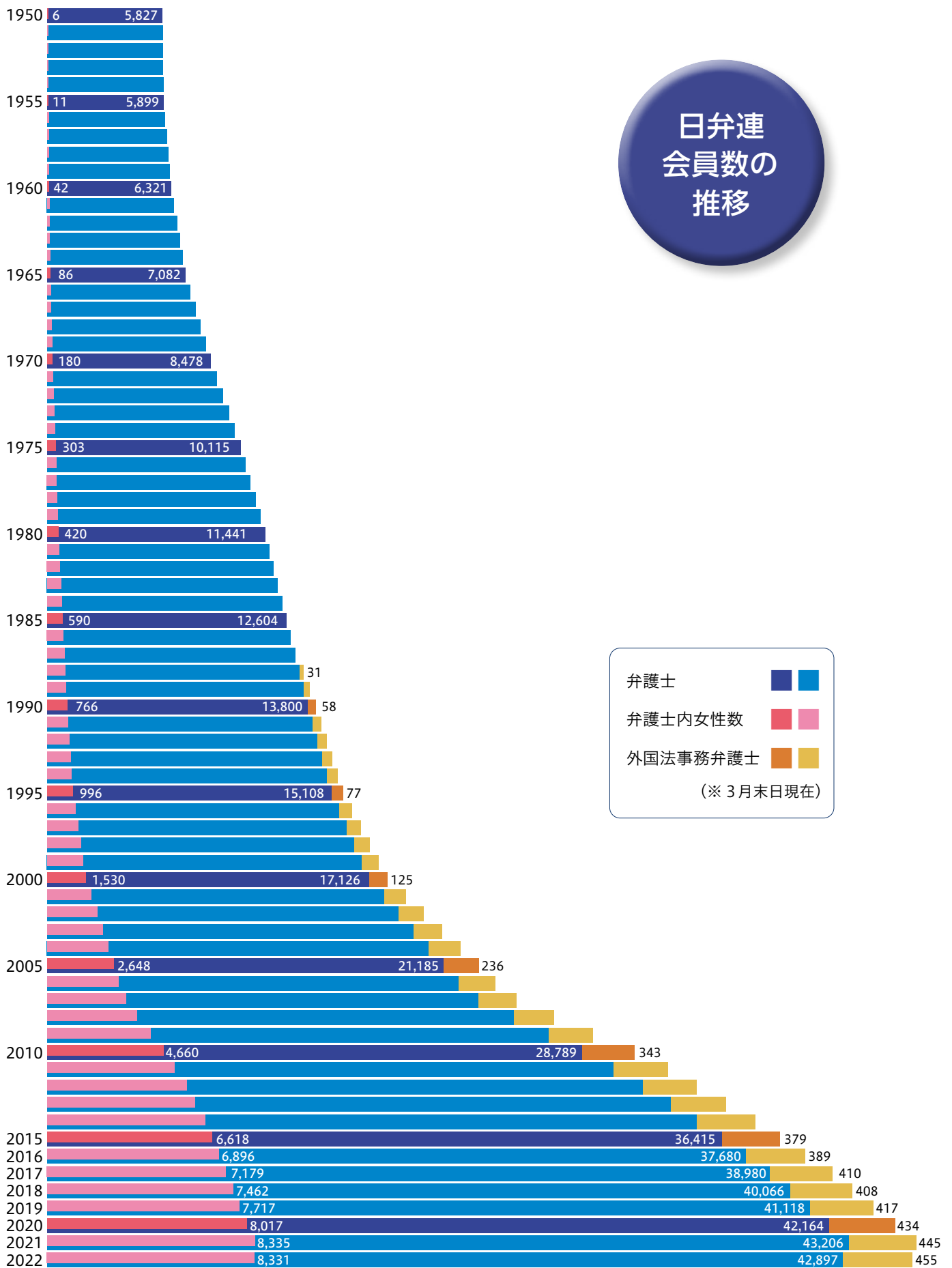
外国法事務弁護士とは、「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」（外弁法）により、法務大臣から日本で外国法に関する法律事務所を行うことを承認され、日弁連に備えた「外国法事務弁護士名簿」に登録されている者をいいます。外国法事務弁護士となるには、外国で弁護士の資格を取得し、一定年数の実務経験を有しているなど、外弁法に明記されている諸条件を満たす必要があります。

2016年3月には外国法事務弁護士のみを社員とする外国法事務弁護士法人制度が創設されました。

⑥ 共同法人会員（弁護士・外国法事務弁護士共同法人）

2022年11月から、弁護士および外国法事務弁護士が社員となり法律事務所を行うことを目的とする、弁護士・外国法事務弁護士共同法人を設立することができるようになりました。弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、成立のときに、その主たる法律事務所の所在する地域の弁護士会に入会し、同時に日弁連の共同法人会員となります。

日弁連 会員数の 推移





弁護士自治

弁護士が、その使命である人権擁護と社会正義を実現するためには、いかなる権力にも屈することなく、自由・独立でなければなりません。そのため、日弁連には、完全な自治権が認められています。弁護士の資格審査、登録手続は弁護士会と日弁連自身が行い、日弁連の組織・運営に関する会則を自ら定め、弁護士に対する懲戒は、弁護士会と日弁連によって行われます。弁護士会と日弁連の財政は、そのほとんど全てが会員の会費によって賄われています。

このように、弁護士に対する指導監督は、日弁連と弁護士会のみが行うことから、弁護士になると、各地にあるいずれかの弁護士会の会員となり、かつ当然に日弁連の会員にもなることとされているのです。

日弁連の財政

日本の弁護士制度の最大の特徴である弁護士自治は日弁連の財政面においても確立されています。

日弁連が自主的に会活動を行うためには、財政的に独立していなければなりません。そのため、日弁連の経費は会費、登録料、寄付その他の収入をもって支弁することになっており（会則第91条）、用途について外部から何らの制約を受けることはありません。

日弁連の年間予算は、2022年度の一般会計予算で約118億円ですが、繰越金を除く日弁連の諸収入のうち会費（月額10,200円。修習終了後2年未満の会員は月額5,100円）の占める割合は高く、約95%です。



弁護士会館

弁護士に対する懲戒

① 懲戒請求と懲戒処分

弁護士に対してはいずれの国家機関も監督権を持たず、弁護士が所属する弁護士会および日弁連がその弁護士に対する懲戒権を持っています。

弁護士が懲戒処分を受けるのは、弁護士法や弁護士会・日弁連の会則に違反したり、弁護士会の秩序、信用を害したり、その他職務の内外を問わず「その品位を失うべき非行」があったときです。

懲戒処分の種類は、次の4種類です。

- ・ 戒告
 弁護士に対して反省を求める処分です。弁護士の業務に制限を受けません。
- ・ 2年以内の業務停止
 停止期間中は弁護士の業務を行えません。
- ・ 退会命令
 弁護士でなくなるが、弁護士となる資格は失われない。
- ・ 除名
 弁護士でなくなるだけでなく、弁護士となる資格も失う。

懲戒処分がなされた場合には、その要旨が日弁連の機関雑誌「自由と正義」に掲載され、官報にも公告されます。

② 弁護士職務基本規程

弁護士自治が保障されている一方で、弁護士は、その使命を自覚するとともに、自らの行動を規律する社会的責任を負っています。日弁連は、弁護士の職務上の倫理規範と行為規範を明らかにするため、弁護士職務基本規程を制定し、公開しています。

③ 市民窓口と紛議調停制度

弁護士会には、弁護士への苦情等を受け付ける市民窓口や、依頼者と弁護士との間で起きたトラブルに関する紛議調停制度があります。日弁連では、これらの制度改善のための調査・研究や経験交流を行っています。

④ 弁護士の資質向上

弁護士は、高い倫理性を保持し、法令および法律事務に精通する必要があります。日弁連では、弁護士の不祥事防止と、弁護士に対する信頼の維持・獲得に向けて、全ての弁護士に対して、登録後定期的に弁護士倫理に関する研修を受講することを義務付けているほか、弁護士業務に関する様々な会員研修を実施しています。



introduction to the JFBA

日弁連の組織

(2023年4月1日現在)

● 会員の構成	
● 弁護士会	[52会]
● 弁護士	[44961人] (うち女性 8914人)
● 弁護士法人	[1599法人]
● (沖縄) 特別会員	[4人]
● 外国法事務弁護士	[458人]
● 外国法事務弁護士法人	[8法人]
● 弁護士・外国法事務弁護士共同法人	[0法人]
● 議決機関	
● 総会 (日弁連の最高意思決定機関で、予算の議決・会則の制定・変更などの重要事項を審議します)	
● 代議員会 (副会長・理事・監事の選任などについて審議します)	
● 常務理事会 (各弁護士会の会則・会規などの事項について審議します)	
● 理事会 (日弁連の規則制定、総会議案、各種意見書などの事項について審議します)	
● 役員	
● 会長	[1人] (弁護士である会員により直接選挙 任期2年)
● 副会長	[15人] (任期1年)
● 理事	[75人] (任期1年、理事の中から常務理事(若干名、現在39人)を選任)
● 監事	[5人] (任期1年)
● 委員会	
● 法定委員会 [7]	(1) 弁護士法により設置を義務付けられた委員会 ● 資格審査会 ● 懲戒委員会 ● 綱紀委員会 ● 綱紀審査会 (2) 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律により設置を義務付けられた委員会 ● 外国法事務弁護士登録審査会 ● 外国法事務弁護士懲戒委員会 ● 外国法事務弁護士綱紀委員会
● 常置委員会 [5]	会則により設けられた常置委員会 ● 人権擁護委員会 ● 弁護士推薦委員会 ● 司法修習委員会 ● 選挙管理委員会 ● 司法制度調査会
● 特別委員会 [76]	理事会の議決により設けられた特別委員会 ● 公害対策・環境保全委員会 ● 刑事拘禁制度改革実現本部 ● 消費者問題対策委員会 ● 貧困問題対策本部 ● 子どもの権利委員会 ● 民事介入暴力対策委員会 ● 両性の平等に関する委員会 ● 日弁連公設事務所・法律相談センター ● 日弁連刑事弁護センター ● 国際交流委員会 ● 刑事法制委員会 ● 国際人権問題委員会 ほか多数
● 事務機構	
● 事務総長	[1人] (弁護士、理事会の議を経て会長が任命)
● 事務次長	[7人] (弁護士6人、職員1人)
● 一般職員	[178人] (総務部—総務課、情報システム・施設管理課、経理課、人事課 審査部—審査第一課、審査第二課、審査第三課 法制部—法制第一課、法制第二課 人権部—人権第一課、人権第二課 業務部—業務第一課、業務第二課、業務第三課 企画部—企画課、広報課、国際課)
● 調査室—嘱託弁護士	[9人] (司法に関する調査研究を行います)
● 広報室—嘱託弁護士	[6人] (マスメディアへの発信、市民向け広報、ウェブサイトの運営など広報活動を行います)
● 国際室—嘱託弁護士	[6人] (日弁連の国際活動に関する窓口となる業務を行います)
● 人権救済調査室—嘱託弁護士	[6人] (人権擁護委員会の人権救済活動のサポートを行います)
● 研修・業務支援室—嘱託弁護士	[9人] (日弁連総合研修センターが行う研修事業に関する支援等および弁護士の業務分野に関する調査、研究等を行います)
● 日本司法支援センター対応室—嘱託弁護士	[6人] (日本司法支援センターについて日弁連として取り組むべき課題に関し、施策立案のための調査・研究、弁護士との連絡等を行います)
● 司法調査室—嘱託弁護士	[24人] (司法制度、法曹養成制度、各立法課題に関する調査、研究等を行うとともに、各種統計調査の収集分析、弁護士白書の編集刊行を行います)
● 刑事調査室—嘱託弁護士	[7人] (刑事司法制度および刑事司法に係る立法課題に関する調査・研究等を行います)
● 日弁連総合研修センター (日弁連が行う研修について企画・運営等の実務を行います)	
● その他の弁護士職員	[25人] (上記各室のほか、各種調査・研究等を行います)

弁護士の職務

弁護士は、民事および刑事の訴訟事件、離婚などの家事事件や行政庁に対する不服申立て、示談交渉、法律相談その他の法律事務を行うことを職務としています。

弁護士法は、弁護士の使命を「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」と定めています。すなわち、弁護士は、単に依頼者の利益に奉仕するだけでなく、その仕事を通して、人権擁護と社会正義の実現に努力しなければならないのです。

一方、弁護士の隣接業務として、税理士、弁理士、司法書士などの資格がありますが、これらはその活動領域が法律により税務、特許、登記事務などの分野に限定されており、弁護士のように広い権限は持っていません。

弁護士の資格

弁護士となる資格を取得するためには、原則として法科大学院を修了して司法試験に合格し、司法研修所における司法修習を終了しなければなりません。

弁護士、裁判官、検察官の兼職は認められませんが、司法修習という同一の研修を受けているため、裁判官、検察官から弁護士になることも、弁護士から裁判官、検察官になることも可能です。



弁護士記章

ひまわり（外側）とはかり（中央）がデザインされています。ひまわりは正義と自由を、はかりは公正と平等を追い求めることを表しています。



日弁連の主な活動

弁護士の使命は、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」です。人権擁護活動は、この使命を達成するための最も重要な活動の一つです。

日弁連は、幅広い人権擁護活動を行っています。また、司法改革や国際交流などの諸分野においても積極的に活動を行っています。これらの活動は、日弁連内に設置された委員会等が中心となって取り組んでいます。

人権擁護活動

① 人権救済に関する取り組み

人権が侵害されたとき、または侵害されるおそれのあるときに、その被害者や関係者などは、人権擁護委員会に人権救済の申立てをすることができます。委員会では、この申立てを受けて、必要に応じて事件委員会を設け、人権侵害の有無の調査を行います。その結果、人権侵害があると判断した場合には、理事会の承認を経て、人権を侵害している機関や組織に日弁連として警告、勧告、要望などを発し、人権侵害の除去と状況改善に努めています。

② 再審支援に関する取り組み

無実であるにもかかわらず誤った裁判により有罪を宣告された人を救済するため、再審事件の支援に取り組んでいます。今日までに、日弁連が支援した18件の再審事件で無罪を獲得しました。えん罪被害者を一刻も早く救済するた



日弁連支援事件の再審開始決定に関する記者会見

めの法整備を求める活動も行っています。

③ 両性の実質的な平等と男女共同参画の推進に関する活動

日弁連は、両性の実質的な平等と女性の権利の確立を目指し、選択的夫婦別姓および婚外子差別などの民法の改正問題や婚姻費用・養育費に関する問題、性差別の撤廃など、様々な問題に取り組んでいます。

また、日弁連における男女共同参画の推進に向けた取り組みも行っています。2008年以降、日本弁護士連合会男女共同参画推進基本計画を5年ごとに策定し、具体的な施策に取り組んでいます。

④ 子どもの人権に関する活動

日弁連では、子どもの権利保障を確立するために、少年司法制度をめぐる問題、少年事件における付添人活動の拡充・強化のほか、いじめ・体罰など学校における問題、家庭での児童虐待や体罰、福祉施設における問題など、子どもの人権に関する様々な調査・研究と提言を行っています。また、家事事件における子どもの手続代理人の活動の拡充や、無戸籍解消にも取り組んでいます。そのほか、子どもの権利条約に基づく国連・子どもの権利委員会への委員派遣や、報告書の提出なども行っています。

⑤ 犯罪被害者支援に関する活動

被疑者・被告人の人権だけでなく、犯罪被害者の権利も十分に保障されなければなりません。犯罪被害者は、犯罪そのものによる被害にとどまらず、ときにはマスメディア、地域社会等から深刻な被害を受けることもあります。

日弁連は、犯罪被害者の支援のための活動に積極的に取り組んでおり、刑事手続への被害者参加制度および損害賠償命令制度等が適正に運営されるように活動を行っています。

また、弁護士費用を負担することが困難な犯罪被害者のために、犯罪被害者法律援助の制度

を設け、告訴や事情聴取への同行、加害者側弁護士への対応、マスメディア対応など、幅広い支援活動を行っています（事業の実施は日本司法支援センター（法テラス）に委託しています）。

さらに、性犯罪・性暴力被害者が被害直後から総合的な支援を1か所で受けられるワンストップ支援センターの設置を促進するための活動にも取り組んでいます。



愛媛県で行われた犯罪被害者支援全国経験交流集会

⑥ 消費者保護のための活動

日弁連は、消費者被害の救済と根絶のために様々な活動を行っています。消費者被害は、悪徳商法、欠陥商品、金融商品に関するトラブル、電子商取引に関するトラブル、多重債務、欠陥住宅、食品の安全など多岐にわたります。これらに関する調査・研究に基づき、数多くの意見・提言などを公表し、消費者保護のための法改正や消費者教育の充実を求めるとともに、被害者救済や被害拡大の防止に努めています。

⑦ 平和を守り、立憲主義を守る活動

戦争は最大の人権侵害であり、人権は平和の下でこそ守ることができます。

日弁連は、近年の憲法改正をめぐる議論においても、憲法の基本理念である立憲主義（国家権力の制限）が堅持され、基本的人権の尊重、国民主権、恒久平和主義などの基本原理が尊重されることを求めるとともに、一貫して、集団的自衛権の行使を容認したいわゆる安保法制の違憲性を指摘しています。憲法の意義と役割

について、市民・社会の理解をさらに深め、広げる活動に継続して取り組んでいます。

⑧ 災害復興支援活動

日弁連は、地震、風水害、感染症のまん延など、災害による被災者の救済のために、各地の弁護士会等と連携し災害復興支援活動に取り組んでいます。

特に、2011年3月11日に発生した東日本大震災およびこれに伴う原子力発電所事故においては、地震発生後、直ちに災害対策本部を設置し、一人ひとりの基本的人権の回復を求める「人間の復興」を基本的な視点に据え、被災者や原発事故被害者のための立法・政策提言を積極的に行っています。

日弁連が提案した立法・政策提言のうち、二重ローン問題対策、原子力損害賠償紛争解決センターの設置などについては、政府や国会でも取り上げられ、その一部が実現しています。



被災地の視察

⑨ 人権を守る幅広い活動

日弁連では、次のような人権擁護活動にも取り組んでいます。

- ・高齢者・障がいのある人の権利を守るための活動
- ・外国人の権利を守るための活動
- ・労働者の権利を守るための活動
- ・貧困問題への取り組み
- ・民事介入暴力の排除と暴力追放を目指す活動
- ・個人情報の保護と報道による人権侵害の救済のための活動



- ・公害・環境破壊の根絶と持続可能な社会の実現を目指す活動
- ・国内人権機関の設立を目指す活動
- ・法教育の充実のための活動



実際の法廷で行われた模擬裁判選手権

司法制度改革

2001年の司法制度改革審議会意見書に基づき、「国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法」を目指して、司法制度改革が実施されました。法科大学院制度（2004年）、裁判員制度（2009年）などがスタートし、2006年には日本司法支援センター（法テラス）が開設され、大きな成果をあげました。

この改革の原点を再確認し、市民の目線でのさらなる司法改革を目指して活動しています。特に、民事・家事・行政事件手続を中核とする民事司法は、市民の生活に最も密接に関わる分野であり、市民の権利を擁護し、法の支配を社会の隅々に行き渡らせるための公共的インフラですが、いまだ様々な課題が残されています。

日弁連は、提訴手数料の低・定額化や証拠収集手続の拡充、損害賠償制度改革など、民事司法がより適正で、実効的なものとなるように意見・提言を公表しています。また、裁判所の人的・物的基盤の整備および運用改善、国際化する法的問題・紛争に対応できる制度の整備などを求めています。さらに、裁判手続のIT化については、今後の運用改善や制度設計などに

関与し、当事者の裁判を受ける権利が十分に保障されるよう取り組んでいます。

今後も、身近で利用しやすい司法を実現するため、市民のみなさんとともに司法制度改革、改善に取り組んでいきます。

刑事司法制度改革

刑事裁判は、有罪の判決を受けた人の自由や財産を制限し、死刑制度が存置されている日本においては生命すらも奪い得る非常に重い手続です。無罪推定原則のもと、被疑者・被告人の権利が十分に保障されなければなりません。

①「人質司法」の打破

日本の刑事手続においては、憲法や刑事訴訟法の原則とは異なり、被疑者・被告人は長期間身体拘束されるのが実態です。日常生活から切り離されることで、被疑者・被告人は健康上、経済上の不利益を被り、防御準備も困難となるために、えん罪が生じる温床にもなっています。このような状態は、憲法や国際人権法上も重大な問題があり、「人質司法」（Hostage Justice）として、海外からも厳しい批判を受け続けています。

起訴前の勾留期間は逮捕から最長23日間に及びます。しかも、本来、未決拘禁者を収容するのは法務省が所管する拘置所ですが、多くは捜査機関である警察の留置場（代用監獄）に勾留され、昼も夜も警察の管理下に置かれ、取調べを受けやすい状態にあります。

起訴後においても、多くの被告人が保釈されないまま第1回公判期日を迎えており、特に、犯罪の嫌疑を否認している被告人は勾留期間が1年以上に及ぶことも少なくないのが現状です。

日弁連は、代用監獄の廃止や原則保釈を担保するための刑事訴訟法改正など、未決拘禁制度改革を求めています。

② 取調べの可視化の全件拡大

捜査段階における取調べは、弁護士の立会いも認められない、いわゆる「密室」の中で行われています。捜査官による威圧や利益誘導といった違法・不当な取調べが行われ、意に反する供述調書が作成されることが少なくありません。公判において違法・不当な取調べを主張しても、客観的に証明する手段がないため、えん罪の原因となったりすることもあります。このような事態を避けるため、日弁連は取調べの可視化（取調べの全過程の録画）を訴えてきました。

2016年5月の改正刑事訴訟法により、裁判員裁判対象事件と検察官独自捜査事件における身体拘束後の被疑者取調べについて全過程の録画が義務付けられることとなりましたが、その対象は刑事事件全体のごくわずかな割合にとどまります。録画機器の故障や暴力団の構成員による事件などの場合には録画しなくてよいとする例外事由も設けられており、また、在宅被疑者（逮捕されていない被疑者）や参考人（被疑者以外の人）の取調べも対象外となっています。

日弁連は、在宅被疑者や参考人の取調べを含めて、全ての事件で取調べの全過程の録画が義務付けられるよう、刑事訴訟法の改正を求めています。

③ 被疑者国選弁護制度の拡大

刑事弁護においては、被疑者段階での早期の防御準備が重要になります。日本では以前、多くの被疑者が弁護人の援助なしに警察の取調べを受けており、これが人権侵害に当たると言われていました。そのため、全国各地の弁護士会は、1990年以降、逮捕された人からの要請により弁護士を派遣する「当番弁護士制度」を開始しました。この制度は初回面会を無料で実施しており、その運営費用は日弁連・弁護士会の会費で賄っています。

国に対して実現を求めてきた被疑者段階での

国選弁護制度が2006年に始まってから、対象事件は順次拡大し、現在は「被疑者に対して勾留状が発せられている場合」となっています。日弁連は、さらに逮捕直後の被疑者にまで公的弁護制度を拡充することを求め、これに対応する態勢の整備に努めています。

④ 死刑制度の廃止と刑罰制度改革

生きる権利は基本的人権の核をなす権利です。死刑は国家が人の生命を奪う究極の人権侵害であり、ひとたび執行されてしまえば取り返しがつきません。えん罪が生じる可能性、世界的に多くの国家で死刑制度が廃止されていること、国際的人権機関から日本が複数回にわたり死刑廃止の勧告を受けていることなどからも、日弁連は死刑制度の廃止を求めており、代替刑の創設を含めた具体的な制度提言を行っています。

法曹の養成

司法試験という「点数」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度にするための抜本的改革が、2001年の司法制度改革審議会意見書において提言されました。そして、2004年4月、専門職大学院である法科大学院を中核とした法曹養成制度がスタートしました。法科大学院では、多くの弁護士が実務家教員として指導し、後継者を育てています。

日弁連は、引き続き、法曹の魅力発信による法曹志望者の増加、女性法曹の増加、法曹の多様性の確保などに積極的に取り組むとともに、法科大学院を中核としたプロセスとしての法曹養成制度の改革状況を踏まえつつ、法曹の質の維持・向上に努めます。



activities of the JFBA

弁護士活動領域の拡大

弁護士活動の多様化に伴い、企業、中央省庁、地方公共団体等の組織において、弁護士としての専門的知識や経験を生かして活躍する「組織内弁護士」が増えています。2022年6月現在、企業内弁護士は2,900名を超え、公務員である弁護士も約250名を数えています。

日弁連では、これら諸団体からの求人情報や組織内弁護士の活動に関する情報を会員に対し発信し、会員に多様な働き方の選択肢を示しつつ、弁護士の力を社会においてより一層、様々な形で発揮できるよう取り組んでいます。

弁護士過疎・偏在の解消

全国には203の地方裁判所支部管轄区域がありますが、それぞれの管轄区域内に弁護士がまったくいないか、1人しかいない地域を「弁護士ゼロワン地域」と呼んでいます。このような地域では、市民や企業などに法的トラブルが発生しても相談すらできない、あるいは遠方まで出向かなくてはならないなどの不便を強いる事態が生じています。

日弁連は、1996年の定期総会で、このような状況の改善に取り組むことを決議し、その後、各地の弁護士会、弁護士会連合会、地方自治体と力をあわせ、弁護士過疎地域における法律相談センターを援助したり、公設事務所（ひまわり基金法律事務所）を設置したりしてきました。また、弁護士過疎地域で独立開業する弁護士に対する経済的支援や、日本司法支援センター（法テラス）で働くスタッフ弁護士の確保などを行っています。その結果、1996年に78か所あった「弁護士ゼロワン地域」は2008年に「弁護士ゼロ地域」が解消され、2011年には初めて「弁護士ワン地域」が解消されました。

※2023年4月1日現在、再び「弁護士ワン地域」が2か所発生しています。

日弁連は、今後も、弁護士過疎・偏在の解消に向けて、地域の実情を踏まえた取り組みを継続していきます。



つがるひまわり基金法律事務所引継式

紛争解決・権利救済のサポート — ADR、弁護士費用保険

日弁連は、市民が様々な紛争を簡易・迅速に安価な費用で解決する、裁判外紛争解決手続（ADR = Alternative Dispute Resolution）の促進のため、弁護士会が運営する仲裁センターや住宅紛争審査会、知的財産紛争に関して日弁連と日本弁理士会が共同で設立・運営している「日本知的財産仲裁センター」などのADR機関をサポートする活動を行っています。

また、事故等の被害に遭われた方が弁護士に依頼する場合に、弁護士費用が保険金として支払われる「弁護士費用保険」の加入者（日弁連と協定を結んでいる保険会社等の保険・共済の加入者）に対するサービスとして、弁護士を紹介する窓口を全弁護士会に設置するなど、弁護士が市民の身近な存在となるための活動を行っています。

法律扶助・援助事業

日弁連は、1952年に財団法人法律扶助協会を設立し、裁判費用立替などの同協会の事業の支援を続けるとともに、法律の制定や法律扶助事業に対する大幅な国庫補助の実現などを各方面に訴えてきました。その活動の結果、2000年4月、民事法律扶助法が成立し、民事法律扶助が国の責務であることが明文化されました。

法律扶助協会の民事法律扶助事業は、2006年10月から総合法律支援法に基づき日本司法支援センター（法テラス）に引き継がれています。また、法律扶助協会が自主的に行っていたその他の事業は、対象を以下の9分野に整備して、日弁連が法律援助事業として実施することになりました。2007年10月以降、日弁連はこれらの法律援助事業の実施を日本司法支援センター（法テラス）に委託しています。

- ① 刑事被疑者弁護援助
- ② 少年保護事件付添援助
- ③ 犯罪被害者法律援助
- ④ 難民認定に関する法律援助
- ⑤ 外国人に対する法律援助
- ⑥ 子どもに対する法律援助
- ⑦ 精神障害者に対する法律援助
- ⑧ 心神喪失者等医療観察法法律援助
- ⑨ 高齢者・障害者およびホームレスに対する法律援助

国際活動

日弁連は、国際的取り組みを強化するため、2016年2月に「国際戦略」を策定し、その基本目標の実現に向けた様々な国際活動を行っています。

① 国際交流活動

日弁連は、各国の法曹関係者と活発に交流し、日本の司法制度・弁護士制度の紹介、諸外国の司法制度・法曹の動向などに関する調査・研究を行うとともに、必要な情報交換を行っています。

国際法曹協会（IBA）、アジア太平洋法律家協会（LAWASIA）、国際弁護士連盟（UIA）などの国際法曹団体の大会やアジア弁護士会会長会議（POLA）への出席、大韓弁護士協会（KBA）との日韓バーリーダーズ会議の開催、各国弁護士会との意見交換・友好協定の締結などの国際交流活動のほか、カンボジア・ベトナム・モンゴルなどへの国際司法支援活動にも外務省や国際協力機構（JICA）などと提携して積極的に関与しています。



マイアミで開催されたIBA年次大会（IBA撮影）

② 国際人権問題に関する活動

日本における国際人権規約などの主要人権諸条約の批准発効、国際的な法曹交流・海外調査活動の活発化などに伴い、日弁連の国際人権活動は、広範囲にわたるとともに重要度を増しており、1999年には国連経済社会理事会にお



activities of the JFBA

ける協議資格を取得しました。

また、海外の人権課題に関する調査・研究、国連人権理事会や各人権条約機関が行う日本に対する審査への対応、人権侵害の被害者が各人権条約機関に審査を求めることができる個人通報制度の導入、関連委員会間の情報交換・連絡・調整などに取り組んでいます。

③ 海外ロースクール推薦留学制度

日弁連では、法の支配や司法アクセス・人権擁護・国際協力・国際貢献といった公益的な活動に取り組む日弁連の会員を、協定校に客員研究員または LL.M. コースの学生として推薦し、派遣する制度を実施しています。この制度で派遣された多くの会員が、留学経験を生かして国際的な分野で活躍し、国際的知見を会員に還元することで日弁連の公益的な活動の国際化に貢献しています。

④ 国際業務の推進

日弁連は、関連機関・団体と連携して、中小企業の国際業務支援、在留邦人・在日外国人への法的支援等の拡充、国際仲裁・調停の促進、国際機関就職支援、こうした分野を担う人材の育成など、国際業務を推進するための総合的なプログラムに幅広く取り組んでいます。

主要な会議・行事

① 定期総会・臨時総会

総会は、日弁連の最高意思決定機関です。定期総会では、年間活動報告、予算・決算の審議が行われるほか、時宜に適した宣言・決議が採択されています。

また、臨時に総会が開催されることもあります。

② 人権擁護大会

弁護士の使命に基づき、人権問題の調査・研

究、人権思想の高揚に資するため、人権擁護大会を開催しています。大会では、日弁連の人権擁護活動の報告が行われるほか、人権問題に関する宣言・決議が採択されています。

また、大会にあわせて、毎回多数の弁護士、市民の参加を得て、重要な人権問題をテーマにシンポジウムが開催されています。

③ 司法シンポジウム

司法の民主的発展と改善を図り、当面する諸問題についての調査・研究、対策の樹立に資するため、司法シンポジウムを開催しています。

④ 弁護士業務改革シンポジウム

市民の法的ニーズに十分対応するための業務の拡充・改革のため、弁護士業務改革シンポジウムを開催しています。

⑤ 国選弁護シンポジウム

刑事弁護のさらなる充実・強化を図り、また国費による被疑者弁護制度を拡充することなどを目的として、国選弁護シンポジウムを開催しています。

⑥ シンポジウム・研修会など

市民の関心の高い問題に関するシンポジウム、弁護士倫理や会員の業務に関する研修会を多数開催するとともに、会員向けに550を超えるeラーニング講座を開講して、弁護士の綱紀の維持およびスキルアップを図っています。



定期総会



旭川市で開催された人権擁護大会

形で構成されており、学術的にも高度の水準を持っています。どなたでも購読でき、会員以外の定期購読者も多数にのぼっています。



主な広報媒体

① ウェブサイト・SNS

日弁連のウェブサイトや SNS では、日弁連や弁護士の役割、日弁連の活動や意見、法律相談などについて最新の情報を掲載しています。



<https://www.nichibenren.or.jp/>



② 機関雑誌「自由と正義」

1950年以降、機関雑誌「自由と正義」を毎月発刊し、全会員に送付しています。「自由と正義」は、各界の執筆者により法律実務、日弁連・弁護士会の取り組む諸問題などについて特集する

③ 日弁連新聞

1974年7月から「日弁連新聞」を毎月1回発行し、日弁連の取り組む諸問題、総会や人権擁護大会などの各種行事の報告、その他の日弁連の活動全般を伝えるため、全会員に送付しています。「日弁連新聞」もどなたでも購読することができます。





activities of the JFBA

④ パンフレット・書籍など

様々なテーマの市民向けのパンフレットや、人権擁護活動などを通じて得た研究の成果を、書籍や論文集などの形で発行しています。詳しくはウェブサイト (https://www.nichibenren.or.jp/jfba_info/publication.html) をご覧ください。

⑤ 日弁連広報キャラクター「ジャフバ」

日弁連の広報キャラクターとして、ウェブサイト、パンフレット・ポスター、イベント等、様々な場に登場して、日弁連と弁護士の周知に努めています。



関係団体

① (公財) 日弁連交通事故相談センター

1950年代後半以降顕著となった交通事故の増大に伴う損害賠償問題に対処するため、1967年に発足し、2012年には公益財団法人となりました。国土交通省の自賠責保険の運用益による国庫補助金の協力を得て、全国統一フリーダイヤル (0120-078325) による無料電話相談、全国156か所での無料面接相談、全国42か所での無料示談斡旋を実施しており、全国の約7,000人の弁護士が、交通事故被害者救済のための事業を支えています。

② 日本弁護士国民年金基金

日本弁護士国民年金基金は、日弁連が母体となり、1991年に厚生大臣の認可を得て発足しました。国民年金基金は、国民年金法の規定に基づき国民年金(基礎年金)の上乗せ年金の給付を行う公的な法人で、日本弁護士国民年金基金は、主として国民年金第1号被保険者である弁護士および弁護士業務補助者(専従配偶者を含む)を加入員とする全国1単位の職能型基金です。

③ (公財) 日弁連法務研究財団

公益財団法人日弁連法務研究財団は、法・司法制度の研究・助成、法律実務に携わる者に対する各種の研修の実施、法情報の収集と提供などを通じて、法学研究の深化と法律実務の改善を図ることなどを目的として、1998年に発足しました。これらのほか、法学検定試験や、法科大学院の認証評価も行っています。

④ 日本知的財産仲裁センター

日弁連と日本弁理士会との共同事業として、1998年に設立しました。特許、実用新案、商標、著作権など知的財産紛争について裁判外で解決するためのADR機関です。

全国弁護士会所在地一覧

〈2023年4月1日現在〉

東 京	100-0013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階	03-3581-2201	佐 賀 県	840-0833	佐賀市中の小路7-19 佐賀県弁護士会館	0952-24-3411
第一東京	100-0013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階	03-3595-8585	長 崎 県	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎 MS ビル4階	095-824-3903
第二東京	100-0013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階	03-3581-2255	大 分 県	870-0047	大分市中島西1-3-14	097-536-1458
神奈川県	231-0021	横浜市中区日本大通9	045-201-1881	熊 本 県	860-0078	熊本市中央区京町1-13-11	096-325-0913
埼 玉	330-0063	さいたま市浦和区高砂 4-7-20	048-863-5255	鹿 児 島 県	892-0815	鹿児島市易居町2-3	099-226-3765
千 葉 県	260-0013	千葉市中央区中央4-13-9	043-227-8431	宮 崎 県	880-0803	宮崎市旭1-8-45	0985-22-2466
茨 城 県	310-0062	水戸市大町2-2-75	029-221-3501	沖 縄	900-0014	那覇市松尾2-2-26-6	098-865-3737
栃 木 県	320-0845	宇都宮市明保野町1番6	028-689-9000	仙 台	980-0811	仙台市青葉区一番町2-9-18	022-223-1001
群 馬	371-0026	前橋市大手町3-6-6	027-233-4804	福 島 県	960-8115	福島市山下町4-24	024-534-2334
静 岡 県	420-0853	静岡市葵区追手町10-80 静岡地方裁判所構内	054-252-0008	山 形 県	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANA BEANS8階	023-622-2234
山 梨 県	400-0032	甲府市中央1-8-7	055-235-7202	岩 手	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2階	019-651-5095
長 野 県	380-0872	長野市妻科432	026-232-2104	秋 田	010-0951	秋田市山王6-2-7	018-862-3770
新 潟 県	951-8126	新潟市中央区学校町通1-1 新潟地方裁判所構内	025-222-5533	青 森 県	030-0861	青森市長島1-3-1 日赤ビル5階	017-777-7285
大 阪	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5	0570-783-748	札 幌	060-0001	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館7階	011-281-2428
京 都	604-0971	京都市中京区 富小路通丸太町下ル	075-231-2378	函 館	040-0031	函館市上新川町1-3	0138-41-0232
兵 庫 県	650-0016	神戸市中央区橘通1-4-3	078-341-7061	旭 川	070-0901	旭川市花咲町4	0166-51-9527
奈 良	630-8237	奈良市中筋町22番地の1	0742-22-2035	釧 路	085-0824	釧路市柏木町4-3	0154-41-0214
滋 賀	520-0051	大津市梅林1-3-3	077-522-2013	香 川 県	760-0033	高松市丸の内2-22	087-822-3693
和 歌 山	640-8144	和歌山市四番丁5	073-422-4580	徳 島	770-0855	徳島市新蔵町1-31	088-652-5768
愛 知 県	460-0001	名古屋市中区三の丸1-4-2	052-203-1651	高 知	780-0928	高知市越前町1-5-7	088-872-0324
三 重	514-0036	津市丸之内養正町1-1	059-228-2232	愛 媛	790-0003	松山市三番町4-8-8	089-941-6279
岐 阜 県	500-8811	岐阜市端詰町22	058-265-0020	● 関係団体			
福 井	910-0004	福井市宝永4丁目3番1号 サクラNビル7階	0776-23-5255	(公財) 日弁連交通事故相談センター			
金 沢	920-0937	金沢市丸の内7番36号	076-221-0242	100-0013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階	03-3581-4724	
富 山 県	930-0076	富山市長柄町3-4-1	076-421-4811	日本弁護士国民年金基金			
広 島	730-0012	広島市中区上八丁堀2-73	082-228-0230	100-0013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階	03-3581-3739	
山 口 県	753-0045	山口市黄金町2-15	083-922-0087	(公財) 日弁連法務研究財団			
岡 山	700-0807	岡山市北区南方1-8-29	086-223-4401	100-0013	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館17階	03-3500-3656	
鳥 取 県	680-0011	鳥取市東町2-221	0857-22-3912	日本知的財産仲裁センター			
島 根 県	690-0886	松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル7階	0852-21-3225	100-0013	千代田区霞が関3-4-2 弁理士会館内	03-3500-3793	
福 岡 県	810-0044	福岡市中央区六本松 4丁目2番5号	092-741-6416				



〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 3
弁護士会館 15階

Tel : 03 (3580) 9841

Fax : 03 (3580) 2866

<https://www.nichibenren.or.jp/>



2023年 4月1日補訂



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。